

第434回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 3 4 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和2年4月28日
- 2 開催場所 川越市役所 7A会議室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 10名

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、参集する委員は最小限で開催

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	—		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	—		13	栗原明	—	
5	鈴木一	—		14	今野英子	—	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	—	
9	内田光夫	—					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	石田秀樹	主事補	飯島佑加
副事務局長	内田和則		
副主幹	宮本晃宏		
主査	榎本亮太		
主事	山本和慶		

10 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年4月28日第434回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 福田 純一

委員 関根 誠

委員 長岡 清

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 3 月分については、記載のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 5 件、総筆数 8 筆、総面積 7, 5 1 1 m²について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 5 番については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 5 番については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 2 号議案は、件数 9 件、筆数 2 0 筆、面積 1 5, 9 0 0 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 9 番については、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 5 番について、調査報告する。譲受人に電話にて話を聞いた。現地は直接確認してきたが、適正に管理されていた。かぶや枝豆を生産しているとのことである。朝早くから夜遅くまで一生懸命活動しており、農機具等も一通りそろっていることを以前に確認している。続いて整理番号 6 番について、調査報告する。譲受人については、以前にも所有権移転を行っており、調査している。その後、従業員も増えたようであり、一生懸命農業に従事している。すべての農地が管理されており、地元委員としては問題ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号 7 番について、調査報告する。4 月 1 9 日に譲受人を訪問し、話を聞いてきた。譲受人は、現在 6 7 歳で、本人と妻、息子の 3 人で農業を営んでいる。農業従事日数は 3 0 0 日以上あり、譲受人の息子も熱心に農業に取り組んでいるとのことである。主な作付品目は、ほうれん草や枝豆である。以上のことから、地元委員としては問題ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号 9 番について、調査報告する。現地を確認したところ、周りはほとんど住宅に囲まれていた。譲受人は他市に住んでおり、地

元の農業委員会の経営状況調査によると、17,266㎡の農地を所有している。4月26日に現地にて、農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。現地を確認したところ、周りはほとんど住宅に囲まれていた。申請地には梅を植え、果樹栽培をするとのことである。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から9番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積340㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、

総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数6件、筆数12筆、面積1,816.69㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から6番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から6番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について原案どおり許可することに決定する。

以下余白

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第434回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和2年5月7日

議 長 石 川 秀 夫 印

委 員 福 田 純 一 印

委 員 関 根 誠 印

委 員 長 岡 清 印
